

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 京都土木株式会社

業者の住所 : 京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1

2. 競争参加停止措置期間 : 2024年4月23日～ 2024年8月22日
(4ヵ月)

3. 事 実 概 要 :

京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(2022年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことが分かった。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していた。

これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

京都土木株式会社が発注者(京都府)より監督処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	